

滋 水 第 8 5 2 号
令和3年(2021年)11月15日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を問います。

あゆ沖すくい網漁業の制限措置について

- あゆ沖すくい網漁業の許可定数については、現在定めなしとしているところ。
- 当該漁業は、6月から7月に成魚となったアユを漁獲する形態であり、年魚であるアユ資源に対する影響が大きくなる要素を含んでいる。
- このため、アユ資源の保護培養および漁業調整の観点から定数を定めることとし、現許可数からの大幅に増加することがないように45隻を定めることとする。
- また、当該漁業は琵琶湖の特産種であるアユを地域独自の方法で漁獲するものであり、資源の保護と活用を同時に図るためには県内の漁業者による調整が欠かせないため、漁業を営む者の資格として「滋賀県に住所を有する者」を定める。

【従前の制限措置（令和2年12月1日制定）】

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
あゆ沖すくい網漁業 (動力漁船を使用するもの)	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖	6月1日から 7月31日まで	—



【新たに定める制限措置】

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
あゆ沖すくい網漁業 (動力漁船を使用するもの)	45隻以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖	6月1日から 7月31日まで	<u>滋賀県に住所を有する者</u>

チェック=Y 日付け=2021/08/30

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号。以下規則という。）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するあゆ沖すくい網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 3 年 11 月 日

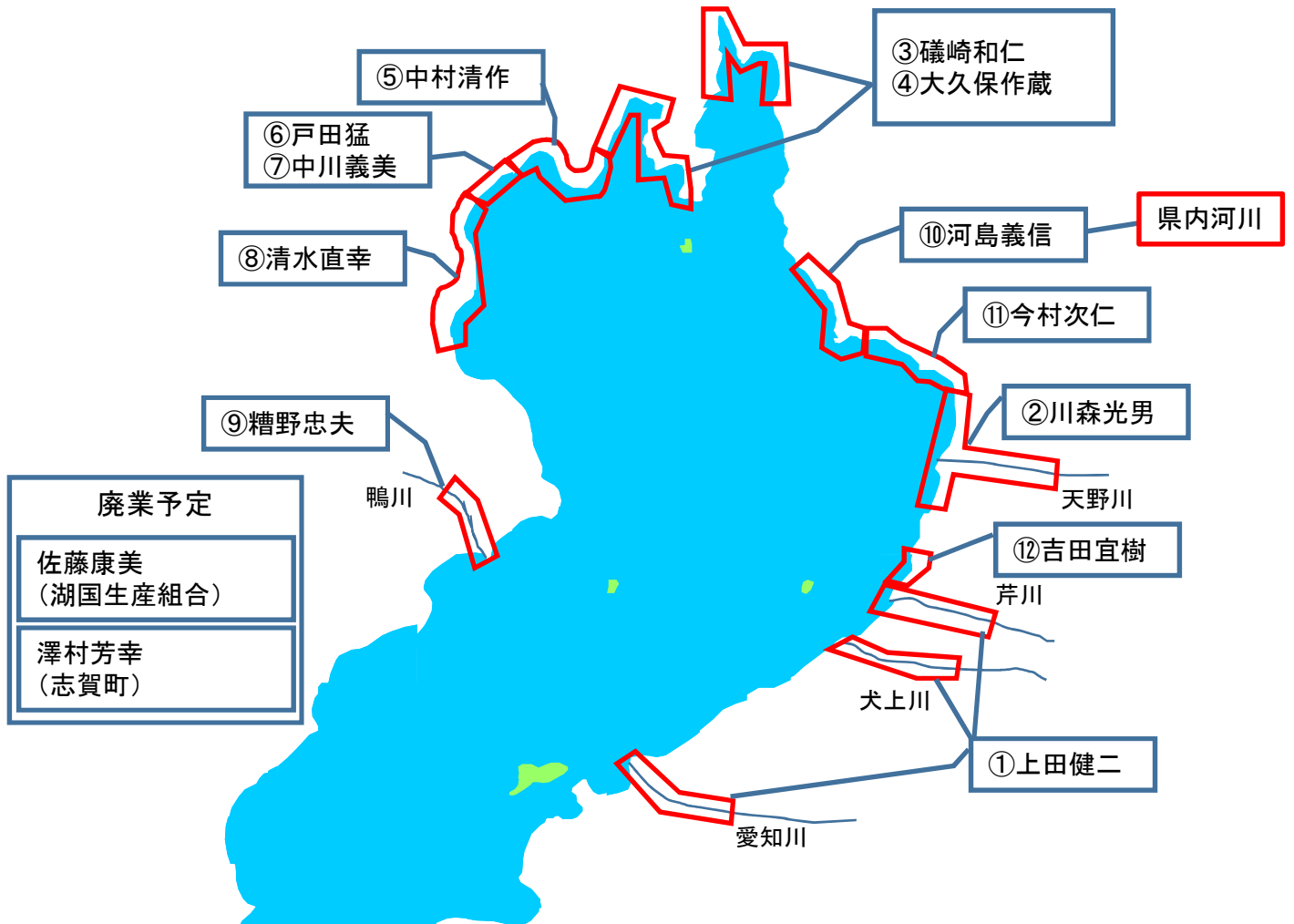
滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機 関の馬力 数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
あゆ沖すくい網漁業（動力漁船を使用するもの）	45 隻以下	5 トン以下	127 キロワット以下	琵琶湖	6 月 1 日から 7 月 31 日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和 3 年 11 月 26 日から令和 3 年 12 月 25 日まで

追さで網漁業の区域（R3切り替え要望者の漁業の区域）



整理番号	許可者	住所	組合	新規	継続	返納	漁業の区域
1	上田健二	彦根市宇尾町504-24	広野		1		河川（愛知川, 犬上川, 芹川）
2	川森光男	米原町上多良673-4	上多良		1		米原市地先および長浜市地先の琵琶湖岸のうち、米原市朝妻筑摩地先（エクシブ琵琶湖）から長浜市下坂浜町地先（下坂浜浄水場南側）までの区域、および天野川
	竹田忠雄	長浜市西浅井町菅浦238-2	西浅井			1	長浜市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市木之本町山梨子地先から西浅井町月出地先および長浜市西浅井町菅浦地先（葛籠尾崎）から西浅井町大浦地先までの区域
3	礒崎和仁	長浜市西浅井町菅浦245	西浅井		1		
4	大久保作蔵	長浜市西浅井町大浦905	西浅井		1		
	小谷富士男	高島市マキノ町西浜5番地	海津			1	高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市マキノ町海津地先（二本松水泳場南側）からマキノ町西浜地先（奥琵琶湖マキノグランドパークホテル）までの区域
5	中村清作	高島市マキノ町新保	海津	1			
6	戸田 猛	高島市マキノ町新保	百瀬		1		高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市マキノ町西浜地先（奥琵琶湖マキノグランドパークホテル）からマキノ町大沼地先（大沼川）までの区域
7	中川義美	高島市マキノ町知内	百瀬		1		
	西井淳一	高島市今津町浜分588-2	浜分			1	高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市今津町深清水地先（大沼川南側）から新旭町饗庭地先（林照寺川）までの区域
8	清水直幸	高島市今津町浜分290	浜分		1		
	中村 稔	高島市勝野3022	高島			1	河川（鴨川）
9	糟野忠夫	大津市大物670-81	高島	1			河川（鴨川）
	澤村芳幸	大津市北比良245-2	志賀町			1	大津市および高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市鶴川地先（白髭神社）から大津市木戸地先までの区域
	佐藤康美	長浜市桜町321-4	湖国漁業生産			1	河川（ただし鴨川と天野川を除く）
	佐藤康美	長浜市桜町321-4	湖国漁業生産			1	長浜市および高島市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市湖北町尾上地先（尾上漁港）から高島市鶴川地先（白髭神社）までの区域
10	河島義信	長浜市桜町321-5	新虎姫生産		1		長浜市南浜町地先（南浜水泳場）から長浜市安養寺町地先までの琵琶湖岸および河川
11	今村次仁	長浜市新旭町164	長浜漁業生産		1		長浜市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市下坂浜町地先（下坂浜浄水場北側）から長浜市南浜町地先（南浜漁港）までの区域
12	吉田宣樹	彦根市松原町3671-1	個人		1		彦根市松原町地先（彦根港から矢倉川まで）の琵琶湖岸

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号。以下規則という。）第 4 条第 1 項第 7 号に規定する追さで網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 3 年 11 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶 の 総 トン 数	推 進 機 関 の 馬 力 数	操 業 区 域	漁業 時期	漁業を営む 者の資格
追さで網漁業	2 者以下	—	—	長浜市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市木之本町山梨子地先から西浅井町月出地先および長浜市西浅井町菅浦地先（葛籠尾崎）から西浅井町大浦地先までの区域	周年	長浜市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市マキノ町海津地先（二本松水泳場南側）からマキノ町西浜地先（奥琵琶湖マキノグランドパークホテル）までの区域	周年	高島市に住所を有する者
追さで網漁業	2 者以下	—	—	高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市マキノ町西浜地先（奥琵琶湖マキノグランドパークホテル）からマキノ町大沼地先（大沼川）までの区域	周年	高島市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	高島市地先の琵琶湖岸のうち、高島市今津町深清水地先（大沼川南側）から新旭町饗庭地先（林照寺川）までの区域	周年	高島市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	長浜市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市南浜町地先（南浜水泳場）から長浜市安養寺町地先までの区域	周年	長浜市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	長浜市地先の琵琶湖岸のうち、長浜市下坂浜町地先（下坂浜浄水場北側）から長浜市南浜町地先（南浜漁港）までの区域	周年	長浜市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	米原市地先および長浜市地先の琵琶湖岸のうち、米原市朝妻筑摩地先（エクシブ琵琶湖）から長浜市下坂浜町地先（下坂浜浄水場南側）までの区域、および河川（天野川）	周年	米原市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	彦根市松原町地先（彦根港から矢倉川まで）の琵琶湖岸	周年	彦根市に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	河川	周年	滋賀県に住所を有する者
追さで網漁業	1 者	—	—	河川（芹川、犬上川および愛知川）	周年	滋賀県に住

						所を有する者
追さで網漁業	1者	—	—	河川（鴨川）	周年	滋賀県に住 所を有する 者

2 申請期間 令和3年11月26日から令和3年12月25日まで

滋 水 第 8 5 3 号
令和3年(2021年)11月15日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の基準について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第5項および滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第11条第5項ならびに第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を問います。

あゆ沖すくい網漁業の許可の基準（案）

滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。）第4条第2号に掲げるあゆ沖すくい網漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第5項および規則第11条第5項に規定する基準を次のとおり定める。

第1条 あゆ沖すくい網漁業に係る許可または起業の認可（以下「許可等」という。）の申請が、許可等をすべき船舶の数を超えた場合には、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定める。

- （1）当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間の満了日以降において引き続き当該漁業を営むために申請する者。（第4号に該当する場合を除く。）
- （2）当該漁業の許可を受けた者の従事者であって、その許可の有効期間の満了後に従前の許可と同一の船舶を使用する権利を取得して漁業を営むために申請する者。（第4号に該当する場合を除く。）
- （3）上記2号に該当しない者であって、1年間に90日以上漁業を営んでいる者が申請する者。（第4号に該当する場合を除く。）
- （4）第1号から第3号までに該当する者であって、複数の船舶を用いて当該漁業を営むために新たに申請する者。
- （5）第1号から第4号まで以外の者。

第2条 前条の規定において同順位となる者があった場合は、法第58条において読み替えて準用する同法42条第6項および規則第11条第6項の規定に基づき、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

附則

この基準は、令和3年 月 日から施行する。

追さで網漁業の許可の基準（案）

滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。）第4条第7号に掲げる追さで網漁業について、規則第11条第7項に規定する基準を次のとおり定める。

第1条 追さで網漁業に係る許可または起業の認可（以下「許可等」という。）の申請が、許可等をすべき漁業者の数を超えた場合には、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定める。

- （1）当該漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、従前の許可と同一の操業区域において漁業を営むために申請する者。
- （2）当該漁業の許可を受けた者と共同して漁業を営む者であって、その許可の有効期間の満了後に従前の許可と同一の操業区域において漁業を営むために申請する者。
- （3）上記2号に該当しない者であって、1年間に90日以上漁業を営んでいる者。
- （4）第1号から第3号まで以外の者。

第2条 前条の規定において同順位となる者があった場合は、~~法第58条において読み替えて準用する同法42条第6項および規則第11条第6項の規定に基づき、~~公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

附則

この基準は、令和3年 月 日から施行する。